

○平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

平成 22 年 12 月 1 日

規則 第 8 号

(減額改定対象職員となった者の改正条例附則第 2 項第 1 号の給料等の月額  
の算定の基準となる日の特例)

第 1 条 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 22 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 5 号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項第 1 号の規則で定めるものは、平成 22 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日（同月に支給する期末手当について改正条例第 1 条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 4 号。以下「給与条例」という。）第 26 条第 1 項後段又は第 30 条第 6 項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次の各号に掲げる者として勤務した期間である者とする。

(1) 企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号の職員をいう。）

(2) 国家公務員

(3) 地方公務員（第 1 号に掲げる者を除く。）

2 改正条例附則第 2 項第 1 号の規則で定める日は、平成 22 年 4 月 2 日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（改正条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第 2 項第 1 号の月数の算定)

第 2 条 改正条例附則第 2 項第 1 号の規則で定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成 22 年 4 月 1 日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第 1 項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職

員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)

(2) 休職期間（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）又は無給休暇期間（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 12 条に規定する規則で定める休暇を受けていた期間をいう。)

(3) 停職期間（法第 29 条の規定により停職にされていた期間をいう。)

(4) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3 号）第 21 条又は勤務時間条例第 16 条第 3 項（同条例第 17 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により給与を減額された期間

(5) 給与条例第 16 条の規定により給与を減額された期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第 2 項第 1 号の規則で定める月数は、平成 22 年 4 月から改正条例の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号に掲げる期間のある月

(2) 前項第 3 号又は第 5 号 に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第 2 項第 1 号に規定する合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額（第 4 条において「附則第 2 項第 1 号基礎額」という。）に満たないもの

（改正条例附則第 2 項第 2 号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第 3 条 改正条例附則第 2 項第 2 号の規則で定める者は、平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第 1 条第 1 項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（端数計算）

第4条 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。